

消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、転嫁対策に取り組んでいます。

(内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省)

**消費税転嫁対策特別措置法が
平成 25 年 10 月 1 日から施行されています。**

- **法律の主な内容** (詳しくは <http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/> を御参照ください。)
- ・ **消費税の転嫁拒否等の行為の禁止**
いったん取り決めた対価の減額や買ったとき、商品購入・役務利用・利益提供の要請、本体価格での交渉拒否、報復行為が禁止されます。
- ・ **消費税分を値引きする等の宣伝や広告の禁止**
「消費税還元セール」、「消費税率上昇分値引きします」等の広告が禁止されます。
- ・ **総額表示義務の特例**
税込価格と誤認されない表示であれば、「〇〇〇円(税抜き)」、「〇〇〇円+税」等、税込価格を表示しない表示方法が認められます。
- ・ **転嫁カルテル・表示カルテルの独占禁止法の適用除外**
公正取引委員会への事前届出制
- ※ **消費税の転嫁拒否等の行為や消費税分を値引きする等の宣伝や広告に対し、政府一丸となって監視・取締りを行っていきます。**

**政府共通の相談窓口として、
「消費税価格転嫁等総合相談センター」を設置しています。**

- センターでは、転嫁、広告・宣伝、総額表示、便乗値上げ、軽減税率制度の概要等に関する御相談を受け付けています。
 - ・ センターでは、このような相談に関して、法令等の考え方を回答するほか転嫁拒否など消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為については、相談者の御意向により、センターから担当省庁へ通知します。
- 御相談は専用ダイヤル又はメール(HP上の専用フォーム)を御利用下さい。
 - ・ **専用ダイヤル：0570-200-123**
【受付時間】 平日 9:00~17:00
※ お住まいの地域に応じた通話料金がかかります。
実際にかかる料金は音声ガイダンスでご案内しております。
 - ・ **メール(HP上の専用フォーム)**
<http://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)